第１６０回

愛知県市長会議

平成２５年１０月３日（木）

開催市　碧南市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　衣浦グランドホテル

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２４年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後３時

12　視　　察

中部電力株式会社　碧南火力発電所

第１６０回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	南海トラフ巨大地震への対策について 名古屋ブロック　提出 知多ブロック　提出 西三河ブロック　提出 東三河ブロック　提出	4
第２号議案	既存防火水槽の耐震補強に伴う補助について 西尾張ブロック　提出	6
第３号議案	児童手当交付金の当該年度内の満額交付について 知多ブロック　提出	8
第４号議案	予防接種の定期接種化における国の財政措置について 東三河ブロック　提出	10
第５号議案	大人の風しん対策について 東三河ブロック　提出	12
第６号議案	労働者派遣による外国語指導助手（ＡＬＴ）配置について 知多ブロック　提出	14

第７号議案　支援の必要な児童生徒の増加に伴う特別支援教育の充実について　16
西尾張ブロック　提出

第８号議案　微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の科学的な解明・分析及び県内測定地点の増設について　18
西三河ブロック　提出

第９号議案　狭あい道路整備等促進事業の継続について　20
知多ブロック　提出

第10号議案　港湾施設の維持管理に係る修繕の実施及び支援の強化について　22
名古屋ブロック　提出
知多ブロック　提出
西三河ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第１号議案

南海トラフ巨大地震への対策について

名古屋ブロック　提出
知多ブロック　提出
西三河ブロック　提出
東三河ブロック　提出

今年５月に県は、国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を基に、県内の被害予測の試算結果を公表しました。

全壊・焼失棟数は約３８万棟と予測され、とりわけ揺れによる建物被害が多いことから、建物等の耐震化は急務であります。

また、現状の国の財政支援制度では、巨額の経費を必要とする地震、津波及び液状化に対する十分な対策を行うことができず、臨海部や地盤の軟弱な土地を有する都市自治体にとっては、住民や立地する企業の不安を払拭することができません。

さらに、緊急防災・減災事業においては、国の被害想定公表から防災に係る財政需要額が増加しており、国が総合的な対策の方針を早期に示すことや、さらなる国の財政支援策の創設が必要と考えます。

その他、基幹的広域防災拠点を中心とした中部圏広域防災拠点ネットワークについては、早期に整備されることが期待されますが、まだまだ時間を要す模様です。

よって、**国におかれては、優先すべき建物等の耐震化の推進策の策定、海岸堤防、水門並びに高潮防波堤などの速やかな調査と補強・嵩上げ及び当面の緊急防災・減災事業の拡充をはじめ、国庫補助を基本とした総合的な支援制度や財政支援策の創設を要望いたします。**

また、**基幹的広域防災拠点については、国の責任において早期に整備するとともに、陸海空の交通や情報の重要拠点となる広域防災拠点の整備計画を早期に明らかにし、その整備にあたっては、地元の都市自治体に負担が生じないよう、国において財政措置を講じるよう要望いたします。**

メ　　モ

第２号議案

既存防火水槽の耐震補強に伴う補助について

西尾張ブロック　提出

阪神淡路大震災の際に、老朽化した防火水槽において、揺れにより亀裂等が生じたため、貯留水が流出し、消火用水が不足する事態が起きました。

都市自治体では老朽化した防火水槽がまだ多く存在しており、現状のままでは、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震においても同様の事態が発生することが危惧されます。

しかし、消防防災施設整備費補助金制度では、耐震性防火水槽の新規設置に対する補助制度はありますが、既存の非耐震性防火水槽の耐震補強改修工事は対象となっていません。

耐震補強改修工事には、多額の工事費用を要し、都市自治体の財政負担が大きいため、耐震化が進まないのが現状です。

よって、**国におかれては、既存の非耐震性防火水槽の耐震補強改修工事を消防防災施設整備費補助金制度の対象とするよう要望いたします。**

メ　　モ

第３号議案

児童手当交付金の当該年度内の満額交付について

知多ブロック　提出

児童手当交付金については、本来、児童手当法施行令により、支払期月の前月に当該支払期月分を国が基礎自治体に交付することになっています。

しかしながら、年度内における支払期月分（精算交付申請分）については、実際には満額交付されておらず、その差額分は実績報告に基づき翌年度末に交付されています。

最終的には児童手当法に基づく国の負担割合分は交付されるものの、一旦基礎自治体が負担する状況になっています。

この制度はこのようなことが繰り返されており、国の改善がみられない状況であります。

よって、**国におかれては、児童手当交付金について、基礎自治体の必要額をしっかり調査した上で、その年度に必要となる全額を予算計上し、各基礎自治体の当該年度内の申請額に対しては、満額交付するよう要望いたします。**

メ　　モ

第４号議案

予防接種の定期接種化における国の財政措置について

東三河ブロック　提出

国は、今年度に定期接種化されたヒブ等３ワクチンの他に、水痘など４ワクチンや別途検討されているロタウイルスについても予防接種法に基づいた定期接種化を検討しています。

その財源については、平成２４年５月に国の予防接種部会から「新たなワクチン接種の定期接種化には、継続的な接種に必要な財源の確保が前提」と提言されています。

しかしながら、ヒブ等３ワクチンについては、国の交付金事業が廃止され、措置額が不明確な普通交付税へ振り替えられ、普通交付税の不交付団体には一切手当てがなされませんでした。

予防接種は、感染症のまん延を防ぎ国民の健康を守る重要な事業であり、本来であれば国が責任を持って一律に実施すべきものであると考えます。

よって、**国におかれては、既存の予防接種も含め、接種にかかる費用については、国の責任において、財源を交付税制度によらず、全額を国庫負担とするよう要望いたします。**

メ　　モ

第５号議案

大人の風しん対策について

東三河ブロック　提出

平成２４年夏より風しんが流行していますが、風しんは妊娠中の女性がかかると、母胎感染で胎児の耳や目に障害が発生する可能性があります。

これを予防するため、現在では麻しんとの混合ワクチンが定期接種化されていますが、２０代から４０代の世代では、制度の変更で定期接種がされず、免疫を持たない人が多く存在し、患者の増加が予測されています。

このような中、都市自治体では緊急的に接種費用や抗体検査に対する助成を行い、住民が安心して妊娠出産を迎えられる環境を整備していますが、全国的に患者の増加が予測されていることから、国による財政措置が必要と考えます。

よって、**国におかれては、都市自治体が実施する大人の風しん予防対策に対し必要な財政措置を講じるよう要望いたします。**

メ　　モ

第６号議案

労働者派遣による外国語指導助手（ＡＬＴ）配置について

知多ブロック　提出

平成２３年度から小学校５、６年生で外国語活動が必修化されました。効果的な指導を行うために、担任教師の他にネイティブの外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置していますが、その採用方法は、直接雇用や民間からの人材派遣などがあります。

そのうち人材派遣については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により、３年を超えて受入れを継続する場合は、３ヶ月間を超える派遣受入れ停止期間を設ける必要があり、必修化の当初から派遣を採用している都市自治体では今年度で外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣が３年目を迎えるため、優秀な人材を継続して確保するための対応に苦慮しています。

このような状況のなか、労働者派遣制度の見直しを検討してきた厚生労働省の有識者研究会が、現在の派遣受入可能期間３年の制限を撤廃する内容を含んだ報告書を決定したという報道がありました。期間制限が撤廃されれば、都市自治体は優秀なＡＬＴを安定して配置することができます。

よって、**国におかれては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の改正において、有識者研究会の報告書に従い、労働者と派遣を受ける側がどちらも安心して働くことができる制度を構築するよう要望いたします。**

メ　　モ

第７号議案

支援の必要な児童生徒の増加に伴う特別支援教育の充実について

西尾張ブロック　提出

学校現場では、発達障害（ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等）など特別な支援の必要な児童生徒が増加傾向にあり、教員がこれらの児童生徒への個別対応に迫られ、他の児童生徒への対応に支障をきたす場面が増えています。

都市自治体では、教員をサポートする特別支援教育支援員を独自に配置するなど、児童生徒の状況に応じた柔軟な体制づくりに取り組んでいますが、都市自治体の財政状況は厳しく、これ以上のきめ細やかなサポートは難しいのが現状です。

また、県から教員の加配を受け、支援体制の強化を図っていますが、特別な支援の必要な児童生徒が増加傾向にある中、担任教員の負担は増しており、さらなる配置が必要と考えます。

よって、**国におかれては、都市自治体が独自に行う特別支援教育支援員の配置に対し、必要な財政措置を講じるよう要望いたします。**

また、**県におかれては、特別支援教育における教員の加配定数を充実するよう要望いたします。**

メ　　モ

第８号議案

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の科学的な解明・分析及び県内測定地点の増設について

西三河ブロック　提出

昨今、中国からの越境汚染が大きな社会問題になっている微小粒子状物質（以下、ＰＭ２．５）による健康影響が懸念されています。

住民の関心も高く、正確な情報提供を行うためには、ＰＭ２．５濃度が上昇した場合に人体にどのような影響を及ぼすのか、科学的な解明・分析が求められます。

また、国の設定したＰＭ２．５に関する指針に基づく注意喚起を確実に実施するには、正確できめ細やかな測定が不可欠となり、８月末現在、３４ヶ所ある県内の測定地点をさらに増設する必要があります。

よって、**国におかれては、ＰＭ２．５が及ぼす健康影響の科学的解明・分析を早急に行うよう要望いたします。**

また、**県におかれては、ＰＭ２．５の測定地点を少なくとも基礎自治体に１地点以上設置し、県内全域での測定を行い、注意喚起を実施するよう要望いたします。**

メ　　モ

第９号議案

狭あい道路整備等促進事業の継続について

知多ブロック　提出

国は、平成２１年度から、狭あい道路整備等促進事業を実施し、道路後退用地の取得費及び取得に係る測量費に対し、国庫補助を行っています。

この補助制度により、道路後退用地の取得割合増加につながり、住民の生活環境の向上に寄与しています。

しかしながら、この補助制度は平成２５年度までの時限的な制度であり、制度終了後には、後退用地を売り渡す側にも費用が発生するため、後退用地の売り渡し件数の減少が懸念されます。

よって、**国におかれては、狭あい道路整備等促進事業を継続するよう要望いたします。**

メ　　モ

第１０号議案

港湾施設の維持管理に係る修繕の実施及び支援の強化について

名古屋ブロック　提出
知多ブロック　提出
西三河ブロック　提出
東三河ブロック　提出

高度成長期に整備されたインフラの老朽化が進む中、中央道笹子トンネルをはじめとした事故の発生を受け、安全性を確認するため国有港湾施設においても緊急点検が行われています。

港湾施設が機能不全に陥った場合、背後企業の経済活動の休止や入港船舶の抜港につながり、その経済的損失は計り知れず、予防保全を含めた維持修繕が求められています。

また、港湾施設は災害発生時には物流等の拠点として重要な役割を担うことから、その強化は急務であります。

しかしながら、維持修繕には莫大な予算と時間を要するため、効率的かつ効果的な施設更新に取り組む必要があります。

また、県等が管理する港湾の中には、民間港湾施設があり、災害発生時には物流等の早期復旧や復興のために、それらを活用することも重要と考えられ、民間に対する支援も必要であります。

よって、**国におかれては、県、一部事務組合及び民間の港湾施設の維持修繕を促進するため、新たな支援制度の創設、または既存維持修繕制度の採択要件緩和や拡大を行うよう要望いたします。**

また、**県におかれては、県管理施設の詳細な緊急点検を早期に行い、計画的な維持修繕を行うよう要望いたします。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２４年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１６０回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	片　桐　正　博
総　務　部　長	中　西　　肇
市町村課長	前　田　　貢

碧　南　市

碧南市議会議長	磯　貝　幸　雄

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	谷一夫	大府市	市長	久野孝保
瀬戸市	市長	増岡錦也	知多市	市長	加藤功
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林郁夫
春日井市	市長	伊藤太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	伊藤文郎	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	石川英明
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	鈴木克幸
安城市	市長	神谷学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬保
犬山市	市長	田中志典	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	久野知英
江南市	市長	堀元	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（碧南市）　副市長　金原功

愛知県市長会事務局　事務局長　原田泰

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１０年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１２９	平成10年 4月24日	蒲郡市	蒲郡プリンスホテル
１３０	平成10年10月 7日	犬山市	博物館　明治村
１３１	平成11年 5月17日	常滑市	常滑競艇場事務管理棟
１３２	平成11年10月 4日	江南市	すいとぴあ江南
１３３	平成12年 4月21日	尾西市	尾西グリーンプラザ
１３４	平成12年10月 3日	小牧市	名鉄小牧ホテル
１３５	平成13年 4月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5月 8日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5月 7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4月25日	津島市	津島市生涯学習センター

（注）第１２８回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。
（顧　　問）

第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

2　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

（委　　任）

第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則

1　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。

2　削　除

3　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則

この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。

附　則

この会則は、平成１６年５月７日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。

附　則

この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。

附　則

この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２